

議員提出第15号議案

足立区障害者自立支援に係る利用者負担額の助成に関する条例
上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第
13条の規定により提出する。

平成18年12月1日

提出者

足立区議会議員	三	好	すみお
同	鈴	木	けんいち
同	ぬ	かが	和子
同	針	谷	みきお
同	大	島	芳江
同	伊	藤	和彦
同	渡	辺	修次
同	鈴	木	秀三郎
同	橋	本	ミチ子
同	さ	とう	純子
同	松	尾	かつや

足立区議会議長　　しのはら　守　宏　様

(提案理由)

障害福祉サービスの利用を促進し、障害者の地域での自立した生活を
支援するため、本案を提出する。

足立区障害者自立支援に係る利用者負担額の助成に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、障害者又は障害児の保護者に対し、障害者自立支援法（平成17年法律第123号。以下「法」という。）の規定による障害福祉サービス（以下「福祉サービス」という。）及び補装具を利用した場合に支払うべき費用（以下「利用者負担額」という。）を助成することにより、福祉サービスの利用を促進し、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図ることを目的とする。

(助成の対象者)

第2条 助成の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、次の各号のすべてに該当する者又は次項若しくは第3項に該当する者とする。

- (1) 本区の支給決定を受けた障害者又は障害児の保護者であること。
- (2) 障害者自立支援法施行令（平成18年政令第10号。以下「政令」という。）第17条第1項第2号又は第3号の規定に該当するものであること。
- (3) 本区の支給決定に係る障害者又は障害児が施設入所支援又は法附則第20条に規定する旧法施設支援を受けていないこと。

2 前項第1号及び第3号並びに政令第17条第1項第1号のいずれの規定にも該当する者であって、福祉サービス及び補装具を利用した月の属する年度（福祉サービス及び補装具を利用した月が4月から6月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による特別区民税が均等割のみの課税者。

3 第1項第1号及び第3号並びに政令第17条第1項第1号のいずれの規定にも該当する者であって、福祉サービス及び補装具を利用した月の属する年度（福祉サービス及び補装具を利用した月が4月から6

月までの場合にあつては、前年度)分の地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による特別区民税が所得割の課税者。

(助成の範囲)

第3条 助成対象者に助成する額(以下「助成額」という。)は、助成対象者が法に定める指定障害福祉サービス事業者、基準該当事業所及び補装具製作者(以下「事業者」という。)に支払う次の各号に掲げるものに係る利用者負担額(高額障害福祉サービス費及び社会福祉法人等による生計困難者に対する利用者負担額等減免事業による負担額の軽減があるときは、その額を控除して得た額とする。)の、前条第1項に該当する者にあつては全額、同条第2項に該当する者にあつては自己負担1,000円を除く額、同条第3項に該当する者にあつては2分の1に相当する額とする。

- (1) 介護給付費
- (2) 訓練等給付費
- (3) 特例介護給付費
- (4) 特例訓練等給付費
- (5) 補装具費

(助成の方法)

第4条 助成は、助成額を助成対象者に支払うことによつて行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、区長が必要があると認めるときは、当該助成額を事業者に支払うことにより助成を行うことができるものとする。

3 前項の規定により助成を行ったときは、助成対象者に対し、助成額の支払いがあつたものとみなす。

4 助成は、月を単位として行うものとする。

(受給者証)

第5条 助成を受けようとする者は、区長に申請して助成対象者である

ことを証する書類の交付を受けなければならない。

(助成費の返還)

第6条 偽りその他不正な行為によって助成を受けた者に対し、区長は、その者から既に助成した額の全部又は一部を返還させることができる。

(譲渡又は担保の禁止)

第7条 助成を受ける権利は、他人に譲渡し、又は担保に供することができない。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、平成19年4月1日から施行し、同日以後の福祉サービス及び補装具の利用について適用する。